## 后川来公報

平成 26 年 2 月 21 日 (金曜日)

号

外

(第 9 号)

目 次

## 選挙管理委員会

○石川県知事選挙につき選挙人名簿に登録すべき被登録 資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に 供する期間

1

## 選挙管理委員会

## 石川県選挙管理委員会告示第14号

平成26年3月16日執行予定の石川県知事選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第2項及び同法第23条第1項の規定により、選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定により告示する。 平成26年2月21日

石川県選挙管理委員会

- 1 被登録資格決定基準日 平成26年2月26日。ただし、年齢については平成26年3月16日
- 2 登録日平成26年2月26日
- 3 縦覧期間 平成26年2月27日

(1箇月2,350円送料とも)